

# 宮城県防災会議録

令和2年1月

- 1 会議名 宮城県防災会議
- 2 開催日時 令和2年1月30日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 宮城県庁 行政庁舎2階 講堂  
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者なし》
- 5 概要 以下のとおり
  - (1) 開会(宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也)
  - (2) 挨拶(会長代理:宮城県副知事 佐野 好昭)
  - (3) 審議事項
    - ① 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正  
宮城県環境生活部原子力安全対策課 課長 伊藤 健治
    - ② 宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
  - 出席委員からの意見等はなく、各審議事項は防災会議において原案のとおり了承されました。
  - (4) その他(報告のみ)
    - ① 台風第19号及び10月25日低気圧による災害に係る被害状況及び県の対応について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
    - ② 災害等の発生状況について(平成31年・令和元年年分)  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
    - ③ 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
  - (5) 閉会(宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也)

1 開会【司会】(宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也)

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「宮城県防災会議」を開催させていただきます。

なお、本会議は、「情報公開条例第19条」に基づき、公開することとなっております。

それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります村井知事の代理といたしまして、佐野副知事よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶(宮城県副知事 佐野 好昭)

副知事の佐野でございます。

宮城県防災会議の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、本県の防災行政の推進につきまして、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。加えて、昨年台風第19号等による災害への対応につきましても、皆様方より多大なるご支援をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から、間もなく9年を迎えようとしております。

「宮城県震災復興計画」の発展期も残り1年2ヶ月余りとなり、復興の総仕上げに向け、全庁を挙げて取り組みを推進しているところですが、心のケアを必要とする方や、地域コミュニティづくりに対する支援、産業、生業の再生などにつきましては、計画終了後においても対応していく必要があることから引き続き、皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げたいと思います。

さて、近年、本県をはじめ、全国各地で大規模な自然災害が頻発しておりますが、平時から、被害を最小限に抑え、迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とした防災対策を講じていくことが重要であります。そのためにも、防災関係機関や県民の方々が連携し、一体となりながら、「自助・共助・公助」を意識して取り組んでいくことが必要となります。

今年度の県地域防災計画は、国の防災基本計画の修正を反映させるなどして修正案を作成し、先日開催いたしました幹事会議でご了承をいただいたことから、このたび本会議にお諮りする運びとなりました。

なお、台風第19号等による災害対応につきましては、現在、国において検証作業が進められているほか、県といたしましても、今後検証を行う予定としているため、今回の修正案には反映されておりませんことを、あらかじめご了解いただきたいと思います。

その他、本日の会議では、台風第19号等に係る宮城県の対応、防災に係る各種報告などもさせていただきたいと考えておりますので、皆様からの忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

最後になりますが、引き続き、県民の生命・身体・財産を守るという県政の最重要課題に対し、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

—以下議事—

3 議題

【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いします。

（資料一覧を説明）

以上となりますが、不足等がございましたら、お申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。

これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、佐野副知事に議長をお願いしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

ご異議がないようでございますので、それでは、佐野副知事よろしくをお願いします。

【議長】（宮城県副知事 佐野 好昭）

それでは、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、「3 議題」（1）の「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について」、事務局から説明をお願いします。

【説明】（宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正）

危機対策課長の菅原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議題（1）、宮城県地域防災計画の修正について、地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編の説明をさせていただきます。原子力災害対策編は、後ほど説明をさせていただきます。お手元の資料1をご覧ください。

まず、1ページをお開き願います。これまでの「修正の経緯」につきまして、概要図でまとめてございます。

平成23年3月の東日本大震災以降、国においては災害対策基本法の大幅改正、及び防災基本計画の修正を行っており、本県においても、皆様ご承知のとおり、東日本大震災の教訓及び国の動きを踏まえて県地域防災計画の修正を実施してきたところです。

今年度の動きとしましては、概要図右側赤枠の下の部分になりますが、令和元年5月に国の防災基本計画の修正が行われました。その他、平成30年7月豪雨を踏まえ平成31年3月に避難勧告等に関するガイドラインが改定されたほか、令和元年5月に本県において宮城県災害時広域受援計画を策定いたしました。これらの国の動きや本県の防災施策の動向等も踏まえて、県地域防災計画の修正を行うものであります。

なお、本県に大きな被害をもたらした令和元年台風第19号を踏まえた県地域防災計画の修正については、先ほど部長のご挨拶にもありましたとおり、現在、国において検証が進められており、また、後ほど御説明いたしますが、県としても今後検証を行う予定でありますので、令和2年度にその結果を反映してまいりたいと考えております。

続きまして、2ページをご覧ください。県地域防災計画修正の流れでございますが、県の組織を含む防災関係機関に対しまして、事務局から修正事項の有無を照会し、国の防災基本計画の主要修正項目等を修正した素案を作成しました。

その後、素案の内容確認等の過程を経て、先日16日に開催した防災会議幹事会議において、修正案を審議

の上、了承をいただいております。その上で、本日「宮城県防災会議」を開催し、修正案の承認をいただく予定としております。

次に3ページをお開きください。「2 主な修正点について」ご説明申し上げます。

県地域防災計画の地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編、それぞれの修正箇所につきましては、お手元の「資料2 新旧対照表」とおりでございますが、修正する箇所は多岐にわたっておりますことから、今ご覧いただいております資料1によりまして、主な修正点を説明させていただきます。

なお、ご説明いたします修正箇所については、例えば、説明書きの下に括弧で地震編P1のように、新旧対照表の該当するページを記載しております。

主な修正点につきまして、各編共通の修正からご説明いたします。まず「防災基本計画の修正の反映」の「イ 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正」でございます。

1点目「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正」につきましては、国の中央防災会議において、平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループが設置され、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し行政主導の防災対策だけでは、限界が生じており、住民主体の防災対策に転換していく必要があるとの検証結果から、県地域防災計画においても、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、災害時において高齢者が適切な避難行動をとれるよう、防災と福祉の連携等について記載しております。

2点目「住民が主体となった地域の避難に関する取組強化」につきましては、同ワーキングの検討結果より、地域における「自助」・「共助」の核となる防災リーダー育成の取組強化等のため、水害・土砂災害等の知見を有する専門家の活用について記載をしております。

次に県地域防災計画独自の修正の1点目「ロ 宮城県災害時広域受援計画の策定を踏まえた修正」でございますが、本県では、令和元年5月に宮城県災害時広域受援計画を策定しており、今回の台風第19号においても、同計画に基づき人員調整チームを立ち上げ、総務省の被災市区町村応援職員確保システムによる被災市町村の応援のニーズ把握、全国知事会北海道東北ブロック幹事県等への応援要請及び応援職員派遣の受入れ調整等を行ったところです。

県地域防災計画におきましても、受援計画を踏まえた県の応援受入れ体制の整備、応援要請等について修正を行うものです。

2点目「ハ 救助実施市の指定」につきましては、昨年の修正で、平成30年の災害救助法改正に基づき、救助実施市による災害救助の実施及び県による救助実施市との物資供給等を円滑に行うための連絡調整について追加修正しておりましたが、その後、平成31年4月に仙台市が救助実施市に指定されたことから、今回、県、救助実施市の仙台市、その他の市町村における救助の役割分担について記載しております。

4ページをご覧ください。続きまして、風水害等災害対策編独自の修正をご説明いたします。まず「防災基本計画の修正の反映」として「イ 避難勧告等に関するガイドラインの改定」に係る修正でございます。

1点目、「警戒レベルを用いた避難勧告等の発令」につきましては、今回の避難勧告等に関するガイドラインの改定により、市町村が大雨による土砂災害、洪水、高潮等の災害により避難勧告等を発令する場合には、例えば警戒レベル4 避難勧告のように、5段階の警戒レベルを付して発令を行うこととなりました。各警戒レベルは、それぞれ住民がとるべき避難行動があり、警戒レベル3は高齢者等避難、警戒レベル4は全員避難

が基本となっております。

今回の台風第19号では、県内全市町村で警戒レベルを用いた避難勧告等が発令され、すでに運用されておりますが、県地域防災計画においても、市町村が避難勧告等が発令する場合に、5段階の警戒レベルを付して行う旨及び警戒レベルに対応した住民の避難行動について新たに記載しております。

2点目「警戒レベル相当情報」につきましては、同ガイドラインの改定により、市町村が避難勧告等の発令基準に活用する、大雨警報、洪水警報といった防災気象情報等について先ほどご説明いたしました警戒レベルとの関連を明確化するため、警戒レベル相当情報として発表することとなりました。

県地域防災計画においても、該当する防災気象情報等を警戒レベル相当情報として発表する旨、あわせて、防災気象情報等と相当する警戒レベルとの関連について記載しております。

以上、今回の県地域防災計画の主な修正点について、簡単ではございますが、ご説明申し上げました。これらの他にも、別紙2新旧対照表にあるように修正がございます。それらの事項につきましても、関係機関、県庁内各部局、各市町村と内容の調整・精査を行い本日の説明資料としてお示ししております。

また、参考として東日本大震災以降の県地域防災計画の修正概要について、資料6にまとめておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

引き続き、原子力災害対策編の説明について、原子力安全対策課に引き継がせていただきます。

【説明】（宮城県環境生活部原子力安全対策課 課長 伊藤 健治）

原子力安全対策課長の伊藤と申します。

引き続き、「原子力災害対策編」の修正について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。お手元の資料3の1ページをご覧ください。

1の「修正の経緯」でございますが、東日本大震災以降の地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正の経緯を図に表したものでございます。

平成24年度からの修正分を上部左から時系列に掲載し、下の部分には、それらの概要を示しております。

例えば、左上の平成24年度のオレンジ色の部分ですが、防災基本計画の修正に加え、「原子力規制委員会」の設立とともに、「原子力災害対策指針」が制定されたことに伴う地域防災計画の修正を行っており、以降の年度におきましても、防災基本計画の修正又は原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正を4回にわたり行ってまいりました。

この度、右上の黄色の部分ですが、昨年5月に防災基本計画が、7月に原子力災害対策指針が見直されましたので、その内容について修正するものでございます。

2ページをご覧ください。2の「令和元年度の主な修正内容」でございますが、大きく2点ございます。

まず1点目は、「防災基本計画の修正の反映」でございます。広域的な原子力災害/医療体制の構築として、県が行う原子力災害/拠点病院の指定や、原子力災害/医療協力機関の登録等の文言を追記しております。

次に2点目として、「原子力災害対策指針の改正の反映」ですが、「安定ヨウ素剤の配布及び服用体制」に関する文言の追記・整理を行うものです。

まず、「平時から周知すべき内容」ですが、安定ヨウ素剤の服用の効果を十分に得るための服用のタイミングの重要性や安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦及び授乳婦及び乳幼児を含む未成年者とするなど、平時から住民に周知すべきことに関し、地域防災計画に追記したものです。

また、「事前配布における薬剤師の協力体制の構築」ですが、県及び原子力発電所から概ね5 km圏内のいわゆるPAZを含む市町が、安定ヨウ素剤の服用等に関する住民向けの説明会を定期的で開催した上で、県が指定する薬局等でも安定ヨウ素剤を配布できる体制を構築し、安定ヨウ素剤の配布等を円滑に行うよう努めることなどを追記したものです。

最後に「副作用に係る医療体制の整備」ですが、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた、医療機関への受入れ協力の依頼や、服用後の医師による経過観察、緊急搬送体制の整備等について、追記したものです。

以上、いずれも防災基本計画、原子力災害対策指針の見直しによるものでありまして、令和元年度の地域防災計画〔原子力災害対策編〕の主な修正点となります。

その他の修正内容につきましては、資料4の新旧対照表に記載しておりますので、詳しくは後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、資料3の3ページをご覧ください。

女川原子力発電所2号機については、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の手続きが進み、避難計画をはじめとする原子力防災体制についての関心が高まっていることから、この場をお借りして、「その他」として、「女川地域の緊急時対応」について、情報提供させていただきます。

原子力災害に際しての対応について、現在、内閣府が設置した女川地域原子力防災協議会作業部会において、「女川地域の緊急時対応」のとりまとめが進められております。

資料中段の図の左側に記載のとおり、緊急時対応とは、原子力災害が発生した際の住民避難をはじめとする防護措置等について、国、県、市町等がとるべき対応を図表を使って分かりやすくまとめたものであり、内閣府が中心となり、中段右側にあります、県や関係市町が作成する地域防災計画や避難計画等の地域計画の内容を含んだ形で作成されることとなっております。

図の上の2ポツ目に記載しておりますが、緊急時対応は、女川地域防災協議会作業部会でとりまとめられた後、その内容が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的となっているかについて、女川地域原子力防災協議会の確認を経た後、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において国の了承を得ることとされております。

次に、今の図の下を御覧ください。これに関連して、今後の地域防災計画の修正について御説明いたします。

「女川地域の緊急時対応」が国の了承を受けましたら、その内容を踏まえて、各地域計画の修正を予定して

ございます。

県地域防災計画〔原子力災害対策編〕につきましても、別冊資料を修正する予定としており、その修正内容は、次回以降に開催される防災会議において御説明させていただきたいと考えております。

議題(1)に関する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【議長】(宮城県副知事 佐野 好昭)

それではただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

特にございませんでしょうか。それでは、ご質問、ご異議がないようですので、

「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について」は、了承されたものとさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、異議なしで了承ということで進めさせていただきます。

続きまして、議題(2)「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」、事務局から説明願います。

【説明】(宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正)

宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正についてご説明申し上げます。お手元の資料5をご覧ください。

宮城県地域防災計画は、先ほど修正点を説明いたしました本編と、その本編の内容を補足する資料編により構成されております。資料編につきまして、各防災関係機関及び県庁内各部局に対して照会を行い、追加・時点修正などの意見をいただいたものについて、資料5の一覧に記載のとおり更新するものです。

一覧表中、網掛けした項目が加除修正を行う資料となっております。一覧表の後ろに、今回更新する資料を添付しておりますので、ご参照願います。

なお、更新後の資料編の全部、及び先ほど説明した計画本編の全部について、昨年度と同様に、防災会議の終了後、各委員及び幹事の皆様の所属する機関あてに、電子データの形でお送りすることとしております。

ここで一点お願いがございます。こちらの資料編につきましては、緊急時の連絡先として民間団体や個人の携帯電話番号など取扱注意の情報も含まれておりますことから、県のホームページ等では公開しておりません。皆様におかれましては、これまでと同様に、内部資料として取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

議題(2)に関する説明は以上です。

【議長】(宮城県副知事 佐野 好昭)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ある場合は挙手によりご発言願います。

(意見なし)

特にございませんでしょうか。それでは、特にご異議がないようでございますので、「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」は、了承されたものとさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認されたものとさせていただきたいと思っております。

以上で予定されておりました議事を終えましたので、ここで、進行を事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

【司会】(宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也)

続きまして、「4 その他」についてですが、事務局から3点ほどご報告がございます。説明をお願いします。

【説明】(宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正)

それでは、「4 その他」の事項として、まず最初に、(1)「台風第19号及び10月25日低気圧による災害の被害状況及び県の対応について」、ご説明いたします。お手元の資料7をご覧ください。

はじめに、被害等の概要についてですが、1月10日13時現在で、人的被害が死者19人、行方不明者2人などとなっており、住家被害は全壊304棟、半壊2,974棟などとなっているほか、施設被害額は約1,572億円となっております。なお、それぞれの内訳につきましては、後ほど別紙①及び②でご確認いただきたいと思います。また、この被害状況につきましては、現在も調査継続中となっておりますので、今後、数値が増減いたしますことを、あらかじめご了承くださいと思います。

次に、宮城県の対応状況についてですが、台風が接近する前日の10月11日16時に知事をトップとし、防災関係機関も出席した災害対策連絡調整会議を開催し、災害の発生に備え、相互の関係や連携体制について確認いたしました。

翌12日19時50分に東部仙南地方に大雨特別警報が発表されたことから、災害対策本部を設置し、22時に第1回災害対策本部会議を開催しました。その後、災害対策本部会議は延べ16回開催し、災害救助活動などについて検討したほか、各部局や関係機関が把握している情報などを共有してまいりました。また、最優先事項である人命救助については、自衛隊、緊急消防援助隊と情報共有し、連携を図りながら活動してきたところでございます。

続いて、県職員の初動派遣状況についてですが、災害対策本部を設置した市町に対し、10月12日から順次、管轄する地方支部から県初動派遣職員を派遣し、被災市町において情報収集などを行い、特に被害が大きかった丸森町については、県災害マネジメント支援チームを派遣し、現地での情報収集や首長に対する助言等を行ってまいりました。

裏面をご覧ください。対口支援等の状況につきましては、県内外の自治体から応援職員を派遣していただき、7市町に対し、罹災証明書交付や避難所運営業務などを支援していただきました。

最後に、国等からのリエゾンについては、災害発生直後より、各省庁や救助関係機関、ライフライン関係機関などからリエゾンを派遣いただき、災害対策本部会議などにおいて情報共有や災害応急対応の検討を行ってまいりました。

なお、国に対しましては、各省庁のリエゾンを通じ、様々な要望を迅速に伝えることができたほか、新たな支援策などの有益な情報をいち早くご提供いただいたところです。

台風の被害状況及び県の対応状況については以上でございますが、引き続き、「台風第19号に伴う災害対応の記録検証について」御説明いたします。お手元の「資料8」をご覧くださいと思います。

本県では、今回の台風第19号に伴う初動・応急対応を記録として残し、それらの検証を行うことによって、今後の防災対策の充実・強化につなげることを目的に、対応内容や検証結果を記載した記録誌を作成することといたしました。作業内容としましては、まずは、県庁内の各部局や市町村、防災関係機関等の皆様から、今



回の災害対応に係る実施状況等を報告していただき、その結果を取りまとめた後、学識経験者による助言等を踏まえながら、今回の災害対応における課題や改善策等についての検証を行い、それらを記録誌としてとりまとめるものでございます。

作成スケジュールについてですが、今後、当課より各関係機関の皆様へ原稿等の作成について依頼させていただきます。その後、数回の校正作業を経まして、夏頃を目途に公表したいと考えております。また、記録誌の構成につきましては、資料記載の項目を予定しておりますので、各部局、防災関係機関の皆様方には原稿の調整等についてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。庁内の各部局には、すでに主管課の防災担当班長会議を開催いたしまして、原稿作成要領等を説明した上でお願いをしております。また、該当いたします防災機関にあっては個別にお伺いをいたしまして、依頼させていただく予定でございますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(1) 台風第19号関連につきましては、以上でございます。

次に、(2)「災害等の発生状況について」、ご説明いたします。

資料9をご覧ください。

防災会議規程では、災害に関する情報について、次の防災会議に報告することとされておりますことから、前回の防災会議以降に発生した災害について、本幹事会議にあらかじめお示しするものです。前回の平成31年2月の防災会議以降に被害が発生した災害についてですが地震2件、風水害5件の計7件となっております。なお参考まで、前回報告は地震1件、風水害10件の計11件でありました。また、被害の発生しなかった自然現象につきましては、件数に計上しておりません。

「災害等の発生状況について」は、以上でございます。

続きまして、(3)「東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について」御説明いたします。資料10を御覧ください。

「1 経緯及び目的」ですが、県では、宮城県における東日本大震災での災害対応や得られた教訓を取りまとめた「東日本大震災－宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証－」を平成27年3月に発行いたしました。この記録誌では、13の分野について46の教訓を取りまとめております。これら震災で得られた教訓は、後世に伝えていくとともに今後の防災対策に着実にいかしていく必要があります。そのため、平成27年度から教訓を踏まえた防災対策の状況を取りまとめ、これらの情報を共有することにより、今後の防災対策の一助としていただくとともに、防災対策の深化と更なる意識の醸成を図ることとしております。

「2 防災対策の現況」ですが、教訓を踏まえた防災対策については、46の教訓に対し、県、市町村、消防本部等の関係機関が、平成23年度以降に実施した新規事業、拡充事業、変更事業を把握し、お配りしております資料11「東日本大震災検証記録誌46の教訓を踏まえた防災対策の一覧表」のとおり、教訓ごとに整理しております。

なお、資料10では、昨年度の取りまとめ以降に実施した主な防災対策を13の分野ごとに取りまとめて記載しております。時間の都合で、資料の詳細な説明については省略させていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。

今年は震災から丸9年を迎えます。この間、各機関において、着実にその対策が進められておりますが、国

等の新たな取り組みを踏まえ、さらに強く進めていくべきものもごございます。

県としましては、この東日本大震災を踏まえた防災対策の現況把握を継続しながら、引き続き必要な事業の実施や関係機関への支援、働きかけを行い、防災対策が着実に進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、「その他」の報告を終わります。

【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【質疑】（公益財団法人せんだい男女共同参画財団 理事長 木須 八重子）

せんだい男女共同参画財団の木須です。

ただいま台風第19号についてしっかりと報告していただきましてありがとうございます。

他県の状況を見ますと、県の災害対策本部と基礎自治体の災害対策本部との連携がうまくいっていないところもあると思うのですが、東日本大震災の経験もある宮城県は、基礎自治体の災害対策本部との連携などについて今回の台風第19号ではどのような連携になっていたのか、紹介いただければと思います。

【説明】（宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正）

今回の台風第19号につきましては、事前に災害対策本部会議のメンバーと同じメンバーを庁議室に集めまして、事前に連絡調整会議を開催し、関係機関の連携強化を確認いたしました。その上で、市町村につきましては、県の方から初動派遣職員を派遣するシステムがございまして、あらかじめ派遣される職員が、通信途絶の際などに衛星携帯電話を扱うための事前確認を実施したほか、災害が発生し、各市町村で災害対策本部が立ち上がった場合は、地方振興事務所の職員が4名で伺い、被害状況の収集や要望等があった場合の県との繋ぎ役としてリエゾンを派遣するよう調整したところでございます。

【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

その他ございますでしょうか。

【質疑】（宮城県市長会 会長 伊藤 康志）

宮城県市長会会長をしております、大崎市長の伊藤でございます。

台風第19号を経験した基礎自治体から意見と要望を述べさせていただきます。1つ目はボランティアセンターの運営に対する支援策についてです。最近の災害対応では、ボランティアを抜きにして復旧は考えられません。全国各地たくさんの方々から協力をいただく訳ですが、ボランティアセンターの運営は財政的に極めて不安定であります。実際には、共同募金や寄附金をあてにして運営をしているというのが現状でありますので安定的にボランティアセンターを運営できる財政基盤が必要であると考えます。これは国との連携に加えて、県としても制度改正を求めていくことや、独自の支援策を検討することが今後の災害に備えて必要かと考えます。

2つ目は罹災証明書発行についてで、罹災証明書判断基準について、豪雨災害用の基準を策定するよう要望していくこと。また、水害対策に関する県独自の住宅支援策について、県としてどのような検討になっているのかについてです。

3つ目は、災害の際の支援のワンストップ体制についてです。現在の体制は国と同様に各部局の所管毎に災害対応をしていくという体制になっています。宮城県も大規模災害が多くなってきている状況であるため、今

後の危機管理のワンストップ体制のあり方として、具体的には、兵庫県で実施しているような防災に関する専門家の特別職の配置について、宮城県としてはどのような検討になっているか伺います。

【説明】（宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正）

ご意見いただきましてありがとうございます。私の方から、まず、罹災証明書についてですが、これについては、災害に係る住家の被害認定基準運用指針というものが定められておりまして、基本的にはこの指針に基づいて判断していくこととなります。また、災害発生した都度、その災害に合った形で事務連絡があり、留意事項等が定められ、迅速に罹災証明書が発行されるような形で国からの通知がございます。今回の台風第19号につきましても、浸水深等を活用した評価の方法が示されており、災害毎に対応していくような形をとっております。なお、罹災証明書の様式等につきましては、現在国においても見直しが始まっており、今後も市町村と調整しながら国の方へ働きかけをしていきたいと思っております。

【説明】（宮城県総務部長 江口 哲郎）

ご意見いただいた、ボランティアセンターの財政支援の確立と住宅再建支援策についてですが、いずれも政策課題であると認識しております。避難所の開設のように災害救助法に明確に位置づけられているものについては、財政支援が決まっておりますが、ボランティアセンターについては、社会福祉協議会等のご協力の下で運営している等、明確な位置づけがないという現状であると思っております。現在様々な支援が手厚くなっているため、ボランティアセンターは十分機能していると思っておりますけれども、財政的な取り組みもあつた方が良いのかという点も含めて、国とも様々な協議が必要だと考えております。それから被災者生活再建支援制度についても同様でございます。知事会の方でも被災者生活支援制度の拡充というのはずっと要望しているところでございますが、中々、国の制度としての生活再建支援制度の拡充というのが難しいところがございます。団体毎に対応しているというのが現状でございます。やはり国の制度として、どこで災害が発生しても等しく制度が適用されるということが望ましいと思っておりますので、できる団体がいて、できない団体がおいで行かれるということではなく、知事会としては制度としての拡充を国に対して要望しておりますので、制度としての対応については引き続き協議していきたいと考えております。

【説明】（宮城県副知事 佐野 好昭）

それでは私の方から危機管理体制についてお答えさせていただきます。知事をトップとした災害対策本部と事務局長を務める危機管理監という体制で現在おりますけれども、今のところ大きな不都合は感じておりません。ただ、伊藤会長からお話があつたとおり、全国において様々な体制が取られているということは我々も研究しているところございますので、よりよい危機管理体制がどのようなものかということについては引き続き検討してまいりたいと思っております。

【司会】（宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

それではその他ございますでしょうか。

【質疑】（一般社団法人宮城県歯科医師会 会長 細谷 仁憲）

宮城県地域防災計画〔資料編〕の中身について質問です。資料中の宮城県災害時広域受援計画の第4章医療機関からの応援の受け入れに関する記載について修正が必要だと思いますので意見を申しあげたいと思っております。先日の台風第19号の際も資料に記載されていることが影響して実際に起こったことではないかということで申し上げさせていただきます。ページはP21、P22のところの第4章の基本方針のところになりますが、災害医療本部内には、県災害医療コーディネーターを配置するとともに、DMATの受入れと配置調整を行うDMAT調整本部と、医療救護班の受入れと配置調整を行う医療救護班派遣調整本部を設置すると記載さ

れてあります。

その下の※2のところ、医師・薬剤師・看護師・事務職員等により構成され、県内外の医療機関等から被災地に派遣される医療チーム。日本医師会が組織するもの、というように書いてあります。この※2のところ、なぜ歯科医師、歯科衛生士が記載されていないのかということと、日本医師会が組織するもの以外にも日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会が組織するものもあると思います。県と医療救護の歯科医療救護に関する協定があり、知事からの要請に基づいて歯科医療救護活動を行う。その中のチームの構成としては、歯科医師2名・歯科衛生士2名・その他1名と明記されています。この資料にはそういった記載がなく、台風第19号の際にも中々知事からの要請がこないという状況になりました。ただ、現地の我々の先発隊はすでに調査に行っておりまして、緊急的な歯科医療救護活動は始まっているわけです。そこで、災害医療本部の方に、歯科医療救護についてまだ派遣要請が来ていないが、どのような状況なのかと問い合わせたところ、現地では歯科医療救護は必要ないとの回答でありました。我々ももう一度現場に確認しましたが、翌日、歯科医療救護が必要だという話になりました。それから正式な要請の動きとなり、対応が遅れた訳です。やはり、資料に明記されていないということが、そういった状況になった原因の一つではないかと考えている。事実に基づき、明記するべきところは、明記していただきたいと思います。

それから、私たちの窓口が健康推進課であり、全体の窓口は医療政策課だと思いますが、そのような窓口の違いも、県庁内の横断的な連携がうまくとれていない要因なのか。窓口が医療政策課一本になっていれば、そういったことにもならないのではないかと思いますので、一度チェックしてもらいたい。そういうわけで、特にP21の基本方針の中に明記するべき事項について改善を図っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【説明】(宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正)

ご指摘いただきましたように、今回の防災会議の際は、内容の照会の際に検討させていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【司会】(宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也)

その他ございますでしょうか。

(意見なし)

最後に事務局から情報提供をさせていただきます。配布資料の一番下に準備してあるカラー刷りの資料をご覧ください。

1月16日の幹事会議でも情報提供をさせていただきましたが、現在、台風第19号災害の被災5市町において任期付職員を募集しております。今後、復旧・復興事業を加速させていくためにも、関係機関の皆様方のご協力、特に土木系技術職を有する機関で、今年度末に退職予定の方等についてご周知をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「宮城県防災会議」の一切を終了いたします。

長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

以上